

## 議案第 1 1 4 号

渋川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 2 4 日提出

渋川市長 星 名 建 市

### 渋川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

渋川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年渋川市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改める。

第 2 2 条第 1 項中「保育士」の次に「（法第 1 8 条の 2 7 第 1 項に規定する認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第 1 8 条の 2 9 に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。）」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 理 由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(虐待等の防止)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士<u>(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。)</u>その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(虐待等の防止)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士_____</p> <p>_____</p> <p>_____その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>